芦屋市立美術博物館駐車場の利用について

募集する場所の北側(芦屋市伊勢町12番25号(住居表示))に位置する芦屋市立美術博物館の駐車場(以下「駐車場」という。)の利用について、幼保連携型認定こども園設置運営事業者(以下「事業者」という。)が、毎月一定額の支払いを、当該駐車場の現在の管理運営受託会社(以下「管理運営受託会社」という。)に対して行うことで、当該幼保連携型認定こども園(以下「園」という。)の保護者が送迎のために利用することについて、管理運営受託会社と協議を行っていますので、下記の内容を踏まえ応募してください。

記

- 1 支払料(案)について
- (1) 利用駐車枠の最大想定数 10台
- (2) 支払料(案) 12か月で15万円程度

2 留意事項

- (1) 本資料は作成日現在(令和元年12月16日)における管理運営受託会社との協議 内容のため、今後変更となる可能性があります。
- (2) 園の運営のために当該駐車場を利用したい場合は、事業者として決定を受けた後、 事業者が管理運営受託会社と、月額支払料や利用に際しての留意事項等を含め必要な 事項を協議してください。
- (3) 応募書類を提出するにあたり、上記 1 (2) の支払いを見込む場合は、応募書類の様式 5-1 に年間支払料を 1 5 万円として計上してください。

以上